

**国際人種差別撤廃デーにあたり
人種差別撤廃条約の速やかな国内実施を求めます**

国際人種差別撤廃デー（3月21日）を記念してここに集まる私たちは、人種差別撤廃条約加入から30年を迎える日本において、さらには、1919年、国際連盟の時代、世界に先がけて人種差別撤廃を国際社会に訴えた日本において、条約の実施が不十分であり、人種差別撤廃に毅然として取り組む国の姿勢が見えてこないことに懸念を表明する。

今年は国連創設80年、人種差別撤廃条約採択60年という、国際社会にとって節目の年もある。日本は1995年12月に146番目の締約国として人種差別撤廃条約に加入をした。憲法の平等規定などを挙げ、条約の国内実施はできているとして、新たな立法措置はとらず、第1条1項が明示する人種差別の定義にもかかわらず、部落および琉球は条約の適用範囲ないとし、憎悪や差別扇動等の禁止を命じる4条(a)(b)項は留保をし、第14条のもと個人通報を委員会に託す受諾宣言を行わないまま、日本は条約締約国となった。その後30年にわたり、政府は加入時に自ら課したこれら制約を固持し、ごく一部を除き、改善のための検討さえ怠ってきた。

条約加入から6年後の2001年、人種差別撤廃委員会（以下、委員会）による第1・2回の日本政府報告書審査には、NGOとして被差別部落、アイヌ民族、琉球、在日韓国朝鮮人、移民・難民が審査に参加をした。委員会から出された勧告の多くは、上述のように条約実施に必要な構成要素の欠如から由来するもので、人種差別を非合法化する法律の制定、条約の適用範囲の拡大、4条留保の撤回、マイノリティの子どもの教育の権利、先住民族の権利の促進などの措置をとるよう促された。日本が近代国家へと歩む過程において、これらコミュニティは犠牲を強いられ、周縁に追いやられ、排除されてきた。これまで不可視化され、公に議論さえされないままマイノリティに課せられてきた問題が、条約に加入することで、国際人権基準のもと国際社会において明らかにされたことは、マイノリティそして日本社会にとって大きな成果である。

その後、2010年、2014年、2018年と次いで、人種差別撤廃委員会による日本政府報告書の審査が実施してきた。マイノリティコミュニティや人権NGOによる審査への参加も、回を重ねるにつれ、より具体的で効果的な政府の政策や措置を求めるものとなった。被差別当事者やNGOによる国連人権システムを背景にした取り組みにより、ヘイトスピーチの蔓延によるむき出しの人種差別の発現、インターネットの広がりによる差別の拡散などがもたらす深刻な問題に対して、国や自治体による新しい措置がとられたものの、30年というこの時点においても、人種差別撤廃のために必要な法律や制度はほとんど整っていない。

差別への適切な対応を怠ったことによりもたらされる害は脅威となり、私たちの社会そして未来に大きな影を落とす。私たちはもうこれ以上、待つことはできない。

国際人種差別撤廃デーを迎える、条約加入 30 年の節目に立って、私たちは次のことを日本政府に求める：

1. 人種差別撤廃条約の国内完全実施を期限を定めて行うこと。
2. 人種差別撤廃のための包括的な法律の制定に向けた検討を即時開始すること。
3. これら法律の有効性を担保する国内人権機関設置と個人通報制度導入を実現させること。
4. 国連人種差別撤廃委員会と協議を行い、2018 年の審査以降、未だ果たされていない次回日本政府定期報告書の作成と早期の審査日程の確保にあたること。

2025 年 3 月 19 日

人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット)

反差別国際運動 (IMADR)

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会 (外キ協)

在日韓国人問題研究所 (RAIK)

「外国人・民族的マイノリティ人権基本法」と「人種差別撤廃法」の制定を求める連絡会

移住者と連帯する全国ネットワーク

市民外交センター

部落解放同盟中央本部

特定非営利活動法人コリア NGO センター

在日本朝鮮人人権協会

一般社団法人メノコモシモシ

海老名解放教育研究協議会

在日外国人の年金差別をなくす会

平和力フォーラム

法および言語研究室

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター

すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク (RINK)

在日クルド人と共に

部落解放同盟東京都連合会

特定非営利活動法人流山おやこ劇場

人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)

コムスタカ一外国人と共に生きる会

在日コリアン弁護士協会 (LAZAK)